

## 大分県生活衛生関係営業の振興事業費補助金実施要領

大分県生活衛生関係営業の振興事業費補助金の運用にあたっては、大分県生活衛生関係営業の振興事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

### 1 目的

営業者が行う更なる衛生水準の向上や地域課題の解決に向けた取組みを支援し、以て生活衛生営業の振興を通じて県民の公衆衛生の向上及び生活の安定を図ることを目的とする。

### 2 定義

この要領において「法」とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律をいう。

### 3 補助対象経費

交付要綱第3条別表1で定める「地域の課題解決に繋がる取組」とは、老人福祉施設等で実施する地域の課題解決に繋がる取組とする。

### 4 補助金の申請等

交付要綱第5条に定める補助金の交付申請は、同一の者については、一度限り行うことができる。法第3条に規定する生活衛生同業組合による交付要綱第3条別表2で定める研修に係る交付申請については、同組合が同一内容研修を同一のものに行う場合を除き、この限りでない。

（附則）

この実施要領は、令和7年4月1日から適用する。